

平成二十二年十一月九日受領  
答弁第一〇八号

内閣衆質一七六第一〇八号

平成二十二年十一月九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員秋葉賢也君提出尖閣諸島周辺領海内における中国等外国漁船による違法操業についての政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員秋葉賢也君提出尖閣諸島周辺領海内における中国等外国漁船による違法操業についての政府の対応に関する再質問に対する答弁書

一について

自衛隊は、警戒監視活動として、一日一回を基準としてP-3C哨戒機により尖閣諸島周辺を含む海域で監視を行うとともに、状況に応じて護衛艦及び航空機を柔軟に運用して、事態に即応することとしているが、これ以上の詳細等について明らかにすることは、我が方の態勢を明らかにすることになり、今後の任務に支障が生じるおそれがあることから、差し控えたい。

二について

海上保安庁から、尖閣諸島周辺の我が国領海内における外国漁船による違法操業に係る立入検査件数について、平成十九年以前は記録していないとの説明を行ったことはなく、仮にそのような誤解を生じさせる説明があつたとすれば遺憾である。いずれにしても、当該立入検査件数は、平成九年が零件、平成十年が一件、平成十一年が七件、平成十二年が零件、平成十三年が二件、平成十四年が三件、平成十五年及び平成十六年がそれぞれ零件、平成十七年が一件並びに平成十八年及び平成十九年がそれぞれ零件である。